

各 位

会 社 名：セコム株式会社
 代表者名：代表取締役社長 原口 兼正
 （コード番号：9735 東証第一部 大証第一部）
 問合せ先：経営監理室室長 加藤 幸司
 （TEL：03-5775-8225）

東京美装興業株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

セコム株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 20 年 2 月 7 日開催の取締役会において、東京美装興業株式会社（コード：9615 東京証券取引所第二部、以下、「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 20 年 2 月 15 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 20 年 3 月 13 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

セコム株式会社
 東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号

（2）対象者の名称

東京美装興業株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付け等に係る株券等の種類及び買付予定の株券等の数

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
株 券	1,883,000 株	一株	1,883,000 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券 ()	一株	一株	一株
合 計	1,883,000 株	一株	1,883,000 株

（注 1） 応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数（以下、「買付予定数」といいます。）(1,883,000 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数 (1,883,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平

成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下、「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。

(5) 買付け等の期間

平成20年2月15日(金曜日)から平成20年3月13日(木曜日)まで(20営業日)

(6) 買付け等の価格 1株につき 650円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の上限	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	1,883,000株	1,883,000株	1,395,150株	1,395,150株
新株予約権証券	—株	—株	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株	—株	—株
合計	1,883,000株	1,883,000株	1,395,150株	1,395,150株

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数(1,395,150株)が買付予定数(1,883,000株)を超えませんでしたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	4,190個	(買付け等前における株券等所有割合 27.43%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,187個	(買付け等前における株券等所有割合 20.86%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	5,585個	(買付け等後における株券等所有割合 36.56%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,187個	(買付け等後における株券等所有割合 20.86%)
対象者の総株主等の議決権の数	15,185個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年12月26日に提出した第51期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりましたので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式(92,610株)に係る議決権の数92個を加算した15,277個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点

以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 907 百万円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成20年3月21日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

平成20年2月7日付「東京美装興業株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しておりますとおり、本公開買付けの実施後も対象者の経営方針には大きな変更はありませんが、両社間の提携関係をより強化し、事業協力を深めていく方針であります。具体的には、施設の総合管理業務における協力の拡大、商品販売における相互の営業基盤の活用、その他両社の事業間のシナジーにより発展の見込まれる事業の検討を進めてまいります。

今後も両社の事業協力をより深めることでシナジーを高め、当社及び対象者の企業価値の増大を図ってまいります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

セコム株式会社 本社

東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上